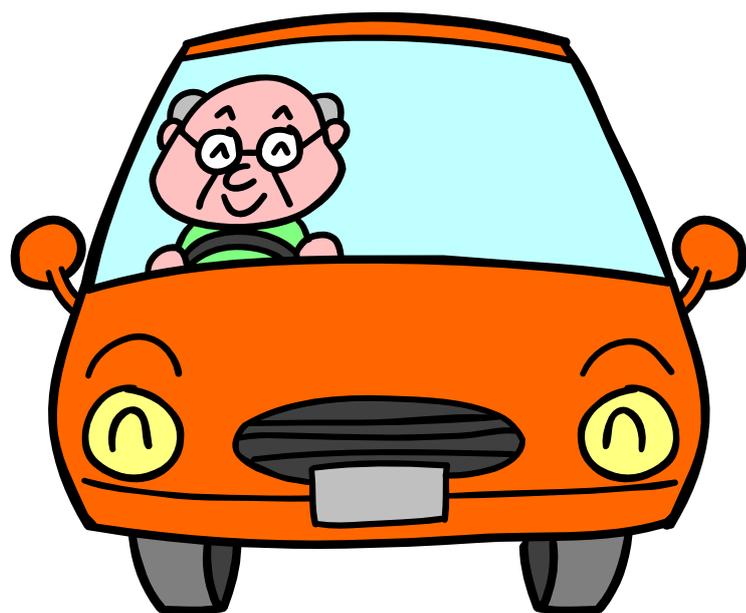


早分かり!

身体の不自由な方のための 自動車改造の手引き



宮城県リハビリテーション支援センター

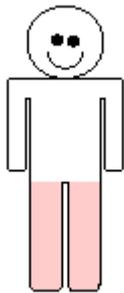
車の改造ってなあに？どんなものがあるの？

身体の不自由な方で、自動車の運転を希望する方にとって、運転補助装置を取り付けるなど、車の改造が免許の必要条件になる場合があります。さて運転補助装置にはどのようなものがあり、どのように操作するのでしょうか？

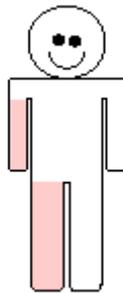
障害者の運転を補助する装置は、特殊なものだけに、わからないことも多いかと思います。もしかして大掛かりな改造や複雑な操作方法をイメージされているかも知れません。そんな方々の声にお応えできるよう、運転補助装置の紹介冊子を作成しました。

不自由さの違いで、必要な装置が変わってきます。

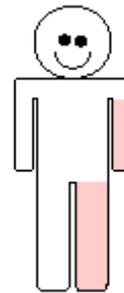
ここでは、障害の多くを占める、下半身が不自由で車椅子にお乗りの方と、左右どちらかの半身が不自由な方に対する代表的な補助装置を紹介します。



下半身が不自由



右半身が不自由



左半身が不自由

下半身が不自由な方に便利な補助装置

1. 手動装置

主に下肢でアクセルペダルとブレーキペダルを直接操作することが困難な方や、ペダルの踏み替え操作が困難な方が使用します。手動装置を設置することで、足でペダルを踏む代わりに、レバーでアクセルとブレーキ操作を行うことができます。一般的にはレバーを手前に引くとアクセルになり、前面に押し出すとブレーキになります。

☆標準タイプ



☆頸髄損傷向けタイプ



2. 旋回装置

片手のみでハンドル操作するための旋回グリップです。手動装置を使用する際には必要になります。握り部の大きさや形状には様々なものがあるので、手の機能（握力が重要）や手のひらの大きさに合わせて選びます。

☆標準型旋回装置



☆スティック型旋回装置



☆横棒（T字）型旋回装置



☆ハンドタイプ旋回装置



☆手掌型旋回装置



3. アクセル・ブレーキペダル誤操作防止装置

下肢のけいれん等によって、誤ってアクセルやブレーキペダルを作動しないよう、設置することが必要な方もいらっしゃいます。（遮断板方式を紹介）



（使用中）



（収納時）

左または右半身が不自由な方に便利な補助装置

1. 左足用アクセルペダル装置

右半身が不自由な方が左足でアクセル操作ができるようになる装置です。

☆吊り下げ方式



☆床立ち上げ方式



2. 方向指示器補助装置、ワイパー補助装置

左右半身の不自由さに合わせて、左右どちらかに向きを変えるための装置です。

☆方向指示器補助装置



☆ワイパー補助装置



その他に便利な補助装置

1. トランスファーボード

車への乗り降りを補助する代表的なものです。特に車椅子を利用される方にとっては、一旦、トランスファーボードに乗り移ってから運転席に乗り込むとスムーズに座席に移動できます。不要なときは折りたたんで収納できます。



(使用中)



(収納時)

2. セレクトレバー補助装置、駐車ブレーキ補助装置

運転席の左側にある駐車ブレーキをセットしたり解除したりするのが難しい方向けの補助装置です。腕の力や握力の弱い方や左半身に障害のある方に必要な場合があります。

☆セレクトレバー補助装置



☆駐車ブレーキ補助装置



※注：本冊子で紹介している方法、装置類は、県リハビリテーション支援センターで現在所有しているものを参考にしています。そのため、紹介したものは、数あるものの中の一部にすぎません。実際には、標準的なものから確認したり、体験できるものから試したりして、イメージをもった上で、各メーカーのカタログ等を参考にしながら、利用者ご自身の状況に応じた方法・機器を見つけ出していくことが大切です。

もし運転免許取得や運転再開をお考えの場合は？

1. 身体の不自由な方が運転免許を取得する場合

- (1) 県の運転免許センターの運転適性相談窓口で適性相談を受けます。
→宮城県には、宮城県運転免許センター、古川運転免許センター、石巻運転免許センター、仙南運転免許センターがありますので、事前に連絡をとり、相談を受けることが必要になります。
- (2) 適性相談後、無条件適格、条件付適格、不適格の判断がなされます。条件付適格の場合、免許種別や車種、自動車の構造に関する条件（改造）と、身体に関する条件（眼鏡や装具等）が付く場合があります。
- (3) その後は、免許条件を備えた教習車のある教習所か、免許条件を備えた自分の改造車を持ち込みする形で教習を受けることになります。（宮城県では各圏域に一箇所ずつ県内8箇所）に改造自動車を配備する事業も実施しております。
→市町村によって運転免許取得時に、費用の一部（10万円を限度）を助成しているところもあります。詳しくは各市町村福祉窓口にお問い合わせ下さい。

2. 運転免許取得後に障害が発生した方が、免許の更新や運転を再開する場合

- (1) 運転免許を取得時と同様に、県の運転免許センターで適性相談を受け、免許の取り消し、停止、免許の条件の変更（改造必要等）などが個別に判断されます。
- (2) 方法等については、前項1に準じて行われます。
- (3) 習熟のための教習は、免許条件を備えた教習車のある教習所か、免許条件を備えた自分の改造車を持ち込みする形で教習を受けることになります。（自費となります）

3. 自動車改造費の助成・貸付

市町村によって自動車を改造する際に、改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成したり、貸付しているところもあります。詳しくは各市町村福祉窓口にお問い合わせ下さい。

身体が不自由でも、将来自分で運転したいと思っている方、改造車両に関心のある方は、当センターで改造自動車を見学することができます。

実際に運転席に移乗したり、装置を動かしたり等の体験もできるほか、各種情報も提供できます。詳しくは、リハビリテーション支援センターまたは最寄りの保健福祉事務所に気軽にご相談ください。

宮城県リハビリテーション支援センター
リハビリテーション支援班
名取市美田園2丁目1-4
TEL：022-784-3588
FAX：022-784-3593
E-Mail：rehabilis@pref.miyagi.jp

地域リハビリテーション担当者へご相談下さい。

仙南保健福祉事務所 成人・高齢班 (0224)53-3120

仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)健康づくり支援班 (022)363-5503

北部保健福祉事務所(大崎保健所)健康づくり支援班 (0229)87-8010

北部保健福祉事務所栗原地域事務所 成人・高齢班 (0228)22-2116

東部保健福祉事務所登米地域事務所 成人・高齢班 (0220)22-6117

東部保健福祉事務所 成人・高齢班 (0225)95-1419

気仙沼保健福祉事務所 成人・高齢班 (0226)22-6614